

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図るため、県内の二酸化炭素排出削減等の環境負荷の低減に資する設備及び機器の設置等に要する経費について、予算の範囲内でみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、「事業者」とは、県内に事業所を置く法人その他の団体（ただし、市町村、一部事務組合その他知事が別に定めるものを除く。）又は県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者をいう。

（補助金の交付対象等）

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の事業所に二酸化炭素の排出削減に資する設備若しくは機器（以下「設備等」という。）を設置する事業で、別表1に定める事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、以下の全ての要件に適合する事業者とする。

（1）全ての県税に未納がないこと。

（2）過去3年間に、交付決定を受けた環境政策課所掌の補助金において、交付決定の取消しを受けていないこと。

（3）過去3年間に、別表3に掲げる法令に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。

（4）物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成27年4月1日施行）第2条第1項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成27年4月1日施行）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

（5）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（6）別表1の2に該当する事業にあつては、自己所有、P P A又はファイナンス・リースにより再生可能エネルギー等設備の導入を行う事業者であり、かつ当該設備を所有していること。

（補助金の額等）

第4 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付する補助金の補助率、補助限度額及び補助事業期間は、別表4のとおりとする。

2 補助事業者は、設備整備事業にあっては、この補助金と併せて他の補助金等（県単独事業である補助金等（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く。）を除く。）の交付を受けることができる。

3 他の補助金等の交付を受ける場合、この補助金の額と、他の補助金等のうちこの補助事業に係る補助金等の額の合計額が、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額を超えることはできない。ただし、みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く。

4 補助金の交付額は別表2の補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。なお、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（募集及び申請方法等）

第5 知事は、別に期間を定めて補助金の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）を募集するものとする。

2 交付申請者は、知事が別に定める期間内に、様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

4 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3に定める補助金の交付対象等の要件に適合するものを受理するものとし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、補正が完了した時点で受理する。

5 交付申請者は、別表1に掲げる一の事業に対して、複数の申請を行うことはできない。

6 交付申請者は、交付決定前に申請を辞退する場合、様式第2号による補助金交付申請辞退届を知事に提出しなければならない。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6 交付申請者は、申請する補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第7 知事は、受理した補助金交付申請について、別に定める審査会により総合評価を行う。

2 知事は、補助事業が確実に効果的に実施されると認めるときは、予算の範囲内で交付の決定を行う。

- 3 知事は、前項の規定による交付の決定を行った後、補助事業の廃止等により予算に余剰が生じた場合、順位を繰り上げて交付の決定ができるものとする。
- 4 知事は、第1項の審査を行う際、又は交付の決定後において、必要に応じて外部有識者の意見を聴くことができるものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による交付の決定を行った場合、速やかに補助事業者等へ通知するものとする。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分（別表2の費目欄に定める経費ごとの配分額をいう。）の変更をする場合においては、あらかじめ、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助事業の目的に影響しない次に掲げるいずれかに該当する軽微な変更については、この限りでない。
 - イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - ロ 設備費又は工事費が変更前の配分額から20%を超えて増減する場合を除く、補助事業に要する経費間の増減
 - ハ 補助対象経費の総額に変更が無く、経費間の増減が無い仕様等の変更
 - ニ その他知事が必要と認めるとき。
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (5) 補助金の交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助金交付決定年度」という。）内のうち、別表4に定める日までに事業が完了すること。
- (6) 補助事業者は、別表4に定める日までに補助事業が完了しないことが明らかになった場合は、速やかに、様式第5号による事業遅延等報告書を知事に提出してその指示を受けること。
- (7) 補助事業者は、補助事業の完了後、別に定めるところにより、対象設備等の運用状況等の補助事業の効果を知事に報告をすること。
- (8) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。
 - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ロ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - ハ 別表4に掲げる法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。
 - ニ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

ホ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の利用を中止し、又は処分したとき。

ヘ 正当な理由なく、補助事業による二酸化炭素排出削減量等の目標を著しく下回ったとき。

（９）補助事業者は、取得財産等については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

（１０）この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。

（１１）県が実施する他の補助事業（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く。）と併用しないこと。

（８）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために知事が必要と認めた条件を満たすこと。

（交付決定の取消し）

第 9 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

（１）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（２）補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

（３）別表 3 に掲げる法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき。

（４）暴力団排除に関する誓約書に虚偽がある、又は、違反したとき。

（５）補助事業が、補助金交付決定年度内に完了しないとき。

（６）知事の承認を受けずに、取得財産等の利用を中止し、又は処分したとき。

（７）補助事業に関して、交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

（８）その他知事が必要と認めるとき。

（補助事業の実施）

第 10 補助事業者は、第 7 第 5 項の規定による補助金の交付決定の通知を受領した後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業の着手日は、補助事業の全部又は一部を実施するために必要な売買、請負、その他の契約を締結した日とし、当該着手日は交付決定日以降でなければならない。

3 補助事業者は、やむを得ない理由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第 6 号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

4 補助事業の完了日は、設備等が稼働できる状態（許認可が必要な設備等にあつては、その取得等を含む。）となり報告書等として取りまとめが完了した日、かつ、補助事

業に関する支払が完了した日とする。

（実績報告等）

第 11 補助事業者は、補助事業の完了日から 30 日を経過した日又は別表 4 に定める補助事業完了期限までに、様式第 7 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は別表 6 のとおりとする。

（実績報告に係る消費税及び地方消費税）

第 12 補助事業者は、第 11 第 1 項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 13 知事は、補助事業者から実績報告書を受領した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第 15 知事は、第 13 の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金の支払を行うものとする。

（状況報告等）

第 16 規則第 10 条の規定による報告は、様式第 9 号によるものとし、補助金交付決定年度の 11 月末日現在における補助事業の進捗状況を、補助金交付決定年度の 12 月 10 日までに知事に報告しなければならない。ただし、別表 1 の 1 の事業を除く。

2 知事は、前項の規定による報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができるものとする。

（事業完了後の経過報告）

第 17 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する県の会計年度（以下「補助事業完了年度」という。）の終了後 1 年間の事業経過について、様式第 10 号による補助事業経過報告書を、当該会計年度終了の日から 30 日以内に、知事に報告しなければならない。

ない。

- 2 知事は、必要と認めるときは、前項の規定による提出の対象となった年度の翌年度から2年間の事業経過についても、補助事業者から報告書の提出を求め、現地調査を行うことができるものとする。

（環境価値の取扱い）

- 第 18 補助事業者は、補助事業により取得した財産により生み出される環境価値を他に利用する場合、知事に協議しなければならない。

（取得財産等の管理）

- 第 19 補助事業者は、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

- 第 20 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 11 号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。
- 3 補助事業者は、第 1 項により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第 12 号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項の規定により取得財産等の処分を承認した場合において、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

（地位の承継）

- 第 21 補助事業者である P P A 事業者が取得財産等を所有している場合に、当該 P P A 事業者が P P A 契約満了後に、需要家に対し、補助対象財産を譲渡した場合は、当該需要家は補助対象者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により補助対象者の地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、様式第 13 号による地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

- 第 22 この要綱により知事に提出する書類は原則電子データとし、環境生活部環境政策課へ提出するものとする。

（取組の推進）

- 第 23 補助事業者は、補助事業の完了後も二酸化炭素排出削減等の環境負荷の低減に模範的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業で取得した財産にその旨を表示しなければならない。
- 3 補助事業者は、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図るために県が行う取組に協力するよう努めるものとする。

(成果の公表)

第 24 県は、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図るため、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表することがある。

(その他)

第 25 この要綱に定めるもののほか、補助金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。ただし、第 18 の規定は、平成 29 年度以前の予算に係る補助金にも適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 新エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 12 日施行）は、廃止する。なお、同要綱に基づき補助金を交付した事業は、以降本要綱の定めるところによるものとする。

(準備行為)

- 4 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合

に、当該補助金にも適用するものとする。

（準備行為）

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。ただし、令和2年度以前にクリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業実施要綱第3第3項の認定を受けた事業者等に対する補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等及び事業経過報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
（省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱、再生可能エネルギー等設備導入支援事業補助金交付要綱、クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業実施要綱及びクリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金交付要綱の廃止）
- 3 省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）、再生可能エネルギー等設備導入支援事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）、クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業実施要綱（平成31年4月1日施行）及びクリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金交付要綱（令和2年4月1日）は廃止する。ただし、省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱中第17から第21までの規定、再生可能エネルギー等設備導入支援事業補助金交付要綱中第19から第22までの規定及びクリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金交付要綱中第18から第22までの規定については、なおその効力を有する。

（準備行為）

- 4 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）は廃止する。ただし、みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）中第18から第26までの規定、省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）中第17から第21までの規定、再生可能エネルギー等設備導入支援事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）中第19から第22までの規定及びクリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金交付要綱（令

和 2 年 4 月 1 日) 中第 18 から第 22 までの規定については、なおその効力を有する。
(準備行為)

- 4 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。ただし、令和 4 年度にみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱第 7 第 2 項の認定を受けた事業者等に対する補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等及び産学官連携会議については、
なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。ただし、令和 5 年度にみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱第 7 第 2 項の認定を受けた事業者等に対する補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等及び産学官連携会議については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。ただし、令和 6 年度にみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱第 7 第 2 項の認定を受けた事業者等に対する補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前

においても行うことができる。